

平成29年5月8日

福島市議会議長 高木 克尚 様

議会改革検討会 座長 宍戸 一照

議会基本条例施行状況について（答申）

当検討会では、平成29年4月3日付けで議長より諮問された議会基本条例の施行状況について、議会基本条例の三本柱である基本方針及び確認が必要と思われる各項目の検証を行い、結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 議会基本条例施行状況の確認結果（総評）

（1）市民に開かれた議会

政務活動費に係る収支報告書等の公開については、政務活動費の使途のさらなる透明性確保に向けた取り組みを進めるため、政務活動費検討会において協議を実施し、平成29年度から議会ホームページ及び議会だよりにて公開する内容を取りまとめたことは評価できる。

特に、領収書などの証拠書類の写しを議会ホームページに掲載する取り組みは、全国においても例が少なく、先進的な取り組みといえる。

本会議、委員会及び協議の場の公開については、前年度に比べ、傍聴者が増加傾向にあり、取組内容については一定の評価ができ、今後も継続して取り組むべきである。

なお、本会議当日の議会の日程が、傍聴者には分かりにくい場合もあり、その流れが分かるような資料の提供を検討してはどうかとの意見が出された。

また、本会議への手話通訳者の手配を導入したことは評価でき、今後も障がい者に配慮した議会運営に努めていくことが必要である。

議会報告会の開催については、議会報告会の参加者が前年度に比べ増加傾向にあり、積極的な取り組みの成果が表れている。

また、平成29年度からは、議会報告会に併せて意見交換会を行うこととし、市民からさらに意見をいただくよう取り組むことを確認している。

議会報告会の運営については、回数を重ねるごとに市民への報告が分かりやすくなってきているものの、魅力ある議会報告会とするため、さらなる努力を継続する必要がある。

市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすい、積極的な周知について、議会だよりは年配の方に多く見ていただいている傾向があり、年配の方に配慮した紙面づくりのため、文字の大きさやメリハリのある編集など見やすい紙面づくりのため改善の余地があるとの意見が出された。

市民との意見交換及び意見聴取の場の実施については、議員と参加者の市民とで、意見交換会を開催し、市民の声を直接聞くことができたことは大きな成果であり、政策提言につながることもできた。

特に2月18日開催の意見交換会では、ワークショップ形式による活発な意見交換により、さらに市民から様々な意見を聴取することができた。

(2) 議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

本会議における正確な答弁のため、質問の趣旨を確認する反問権の行使が機能した一方、反論権は行使されなかった。

(3) 政策立案や政策提言を積極的に行う議会

常任委員会における所管事務調査や調査特別委員会における調査を積極的に実施し、その結果により市長等へ政策提言を行っていることは大いに評価できる。

なお、過去に行った政策提言に対する取組状況の報告を市当局に求めることについて、その仕組づくりに取り組むべきとの結論に至った。

よって、本件については、議長において積極的に取り組まれるよう要望する。

(4) その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目

議員政治倫理条例策定特別委員会を設置し、議員政治倫理条例策定に向けて協議を重ね、条例素案が策定されたことは、大いに評価できる。

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの
議会基本条例の改正や関連要綱等の見直しが必要との意見は出されなかった。

3 議会基本条例施行状況の確認結果

別紙「平成 28 年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び確認結果」のとおり。

4 結びに

議会基本条例の検証にあたっては様々な意見が出されたところであり、特に、情報発信の透明化が一層図られることとなったことは大きな成果と評価できる。今後も、これまでの取り組みを継続し、さらなる議会改革を進めることが必要である。

本市議会は議会基本条例の理念のもと、市民の負託に的確に応える努力を続けていくことが必要であるとの結論に達し、以上の意見を添えて答申とする。